

平成 31 年度九州大学大学院法学府  
修士課程入学試験問題（春季）

社会保障法

1. 社会保障法と憲法 25 条について論じなさい。

※ 日本国憲法 25 条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2. 短時間労働者の社会保険適用について、費用負担関係と保険給付に着目して論じなさい。